

施設の使用再開に伴う環境衛生上の留意点

長期間休業していた施設を再開する際は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策を引き続き実施すると共に、レジオネラ症への感染防止対策や、水質事故の防止対策、空気調和設備の点検についても実施をお願いいたします。

1 レジオネラ症への感染防止対策について

(1) 対策が必要な施設

次の設備を有する施設（旅館業施設、公衆浴場、興行場、特定建築物、プール等）

(2) 対策内容

休止期間中に配管等の水が滞留したままになっている場合、滞留水中でレジオネラ属菌が繁殖している危険性があります。つきましては、次の設備を有する施設については、施設使用再開前に各設備の点検、清掃、消毒等を実施し、レジオネラ症への感染防止対策に努めてください。

ア 給湯設備

- ・温度を上げ給水栓のフラッシング清掃を行う
- ・必要に応じて水質検査及び貯湯槽の清掃を行う

イ 浴槽

- ・浴槽等の点検を行い、ぬめりなどの生物膜が認められた場合は清掃、消毒により除去を行う
- ・ろ過器や循環配管についても点検・清掃・消毒を行う
- ・浴槽水の色、濁り等に異常がないか確認する
- ・浴槽水の遊離残留塩素濃度が正常（0.2 mg/L 以上）に保たれているか確認する
- ・必要に応じて水質検査を実施し、異常がないことを確認する

ウ 冷却塔

- ・長期間停止した場合は開始時に洗浄・点検・管理を実施する
- ・定期的水質検査を実施する

エ プール

- ・貯水槽の水の遊離残留塩素濃度が正常（0.4mg/L 以上）に保たれているかを確認する
- ・採暖槽、気泡浴槽の点検、清掃、消毒を「イ 浴槽」の内容と同様に実施する

2 飲料水に関する衛生上必要な措置等について

(1) 措置が必要な施設

貯水槽（受水槽）を設置している施設

(2) 措置内容

休止期間中に、貯水槽や配管内の水に細菌が増殖している恐れや配管金属が溶出している恐れ等があります。飲料水による水質事故を防ぐため、貯水槽使用再開前に飲料水の異常がないか点検等を実施してください。

- ・給水栓において遊離残留塩素濃度の低下、色・濁り・臭い・味に異常がないかを確認し、必要に応

じて貯水槽の水の排水、清掃を行う

- ・すべての給水栓から強制的に排水し、必要に応じて配管と給水栓のフラッシング清掃を行う

3 空気調和設備の点検について

特定建築物等の施設については、施設使用再開前に空気調和設備の点検を行ってください。異常や換気能力不足などが確認された場合には、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準、建築物環境衛生維持管理要領及び建築物における維持管理マニュアル等に従い、空気調和設備等の点検・整備等を適切に実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として換気の重要性が指摘されています。

4 その他

施設使用再開後も、施設の消毒等を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策を行ってください。施設の消毒については次の内容を参考に実施してください。

- ・施設の共用部、手指がよく触れる場所を消毒する
- ・消毒作業を行う際は、作業開始前に窓やドアの開放や換気扇を作動させ、作業中も十分に換気しながら作業を行う
- ・市販されている消毒液は、濃度や使用方法を守って使用する
- ・次亜塩素ナトリウムを使用する場合は、0.05%~0.1%の濃度に希釈する

【参考資料】

- ・「ストップ！！レジオネラ～レジオネラ症防止対策のポイント～」(事業者向けパンフレット)
(https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eiseiho/building.files/0050_20190822.pdf)
- ・新型コロナウイルス感染症の予防法・消毒法(横浜市チラシ)
(https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/kansensho/coronavirus/coronavirus.files/0041_20200428.pdf)
- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>)
- ・内閣官房HP 業種別ガイドライン一覧(全体)
(https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf)